

芽室町職員の懲戒処分の公表について

平成30年2月9日

平成30年2月8日付で、職員の懲戒処分を行いましたので、「芽室町職員の懲戒処分等の公表に関する基準」に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 事案の概要

公務中の運転により死亡事故を起こしたことは、公務員としてあるまじき行為であり、その責任は重大である。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき、懲戒処分を行った。

また、今回の事案に関係する職員についても、下記のとおり処分を行った。

- | | | | | |
|----------------|-----------|-----|------|-----|
| 2 処分の内容及び職名・年齢 | 6か月の停職 | 係員 | 35歳 | |
| 3 処分年月日 | 平成30年2月8日 | | | |
| 4 関係者に対する処分 | 減給1/10 | 1か月 | 係長 | 45歳 |
| | 訓告 | | 課長 | 60歳 |
| | 厳重注意（文書） | | 課長補佐 | 49歳 |
| | 厳重注意（文書） | | 課長補佐 | 46歳 |